

# 製造業の死亡災害が 10倍に!!

令和4年の大阪府における死亡災害は、8月末日現在10人で、昨年同期の1人に比べ9人増加（前年比 10倍）という異常な事態となっています。

景気の上向きから人手不足が顕著となり、十分な教育やトレーニングを行うことなく作業に就かせたことから入職1年未満の未熟練者が4人亡くなっています。

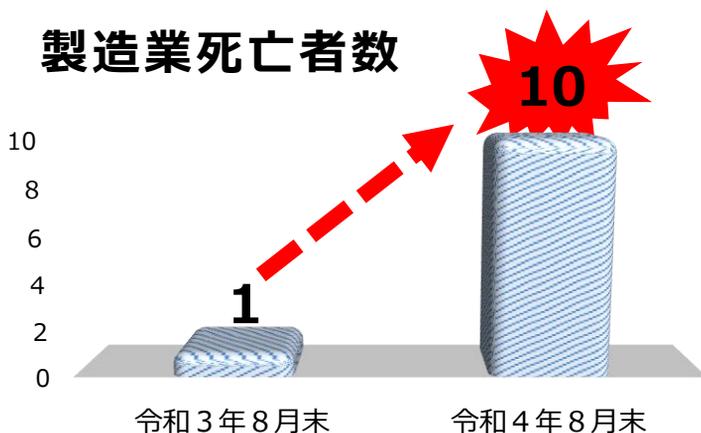
また、機械等の安全装置を無効にした状態で作業に就かせたことで3人が命を落とされています。

安全を軽視し、生産第一としたことによりトラブルが発生し、還って製品の納入が間に合わないという状況に陥らないためにも「安全第一」で作業できる環境を築く（気づく）ことができるよう、今一度、労使が一体となって災害防止対策を含めた総点検の実施をお願いします。

#### 要請事項

1. 経営トップの参加の下に職場安全パトロールを実施し、職場内における機械等の安全装置の具備や使用状況、安全衛生活動の取組状況などについて総点検を実施すること。
2. 安全管理者等の選任義務がない事業場においても安全の担当者（安全推進者）の配置など、事業場の安全管理体制を充実させること。
3. 雇入れ時の安全衛生教育を徹底するなど、効果的な安全衛生教育を実施すること。

#### 製造業死亡者数

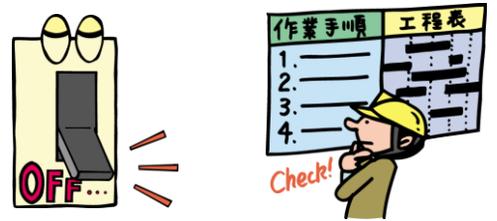


緊急事態じゃ!



# 令和4年 製造業死亡災害事例

1年未満の経験年数が短い労働者の被災率は全体の4割  
安全管理者等の選任義務のない規模の事業場の被災率は8割



番号	発生日	業種	規模	性別	年齢	職種	経験	事故の型	起因物	発生状況
1	1月	その他の金属製品製造業	100人以上	男	20代	作業員	3ヶ月	飛来、落下	金属材料	鋼管製品の仕上げり寸法を確認するため、鋼管架台に配置された鋼管を、手で回転させながら採寸していたところ、架台から鋼管が落下して腹部を直撃した。
2	1月	その他の土石製品製造業	10人未満	男	50代	作業員	1ヶ月	崩壊、倒壊	石、砂、砂利	再生砕石を堆積した山（以下「砕石山」という。）の下で、砕石山から切り崩したのから手作業で廃材等を取り除いていたところ、砕石山が崩れて生き埋めになった。
3	2月	その他の金属製品製造業	10人未満	男	50代	金属研磨工	5ヶ月	はさまれ、巻き込まれ	研削盤、バフ盤	工場内で手持ちドリルに円盤状ワイヤブラシを取り付け、排水管継手の溶接による焼け部分を磨き取る作業をしていたが、首に黒い布を巻き付けて意識を失い倒れているところを発見された。
4	3月	印刷業	100人以上	男	40代	印刷作業員	15年	墜落、転落	開口部	2名で工場内の清掃作業をしていたが、同僚の姿が見えなくなったため探したところ、点検通路に通じる高さ2 1 5 c mのタラップの昇降用開口部の下で、意識不明の状態で見つかった。
5	4月	プラスチック製品製造業	10人～49人	男	40代	プラスチック製品製造工	14年	飛来、落下	エレベータ、リフト	荷物用エレベーターを2階から1階に降下させた際、昇降路の途中で搬送機が停止してしまったため、ボールを持って1階から昇降路内に立ち入ったところ、搬送機が落下した。
6	4月	印刷業	10人～49人	女	20代	印刷作業員	10年	はさまれ、巻き込まれ	印刷用機械	印刷機のデリバリ部分のカバーを開け、ウェスをういて清掃作業をしていたところ、回転中のデリバリ竿とカバーのステー部分に頭を挟まれた。
7	5月	自動車整備業	10人未満	男	40代	技術者	30年	飛来、落下	トラック	自動車整備工場で、ダンプトラック荷台の油圧シリンダーの油圧ホースを交換し、シリンダー油約4リットルをオイルタンクに注入したのち、荷台を支えていた安全支柱を外したところ、荷台が落下し頭部を挟まれた。
8	6月	紙加工品製造業	10人～49人	男	40代	作業員	8か月	墜落、転落	作業床、歩み板	フォークリフトを用いて、発送予定の製品を倉庫の3階から2階に荷下ろし作業中、3階床面の端から、約3.3メートル下の2階床面に墜落した。
9	8月	その他の木材・木製品製造業	10人～49人	男	50代	作業員	16年	はさまれ、巻き込まれ	その他の一般動力機械	テーブルリフター（パンタグラフ式）に合板92枚（重さ1.3t）を載せ所定の位置まで上昇させようとしたところ、上昇しなかったため、テーブルリフター下部に体を入れて油圧ホースの補修を行っていたところ、油圧が低下してテーブルリフターが下降したため胸部を挟まれた。
10	8月	その他の金属製品製造業	10人～49人	男	40代	金属製品製造工	30年	崩壊、倒壊	金属材料	鉄製コイル置き場から、コイルを取り出す作業において、天井クレーン（7.5t）を使用してコイルを順に前に寄せ、コイルの間に立ち入ったところ、コイル（合わせて約3.75t）が倒れ、挟まれた。

# 安全衛生管理体制の確立

効果のあがる安全衛生管理を行うためには、事業場トップから各級の管理監督者に至るまで、それぞれの役割、責任、権限を明らかにして安全衛生管理のための活動に取り組む必要があります。

## 1. 事業場トップの役割

労働災害の防止は、「事業者の責務」であり、この責務を全うするには、何より事業場トップが労働者の安全と健康の確保を自らの課題として認識し、率先してこれに取り組む必要があります。

## 2. 安全衛生管理体制

どのような安全衛生管理体制にするかは、規模などによってさまざまですが、総括安全衛生管理者の選任など、その事業場に即した、生産などと一体となった体制とすることが必要です。

規模によっては、安全管理者と同様の業務を担当する安全衛生推進者などを選任しなければなりません。

## 3. 安全衛生委員会

一定の規模の事業場では、労働者の危険または健康障害の防止の基本対策など安全衛生に関する重要事項について調査審議し、事業者に対し意見を述べさせるため、安全衛生委員会などを設置することとされています。



規模 (人)	製造業 (物の加工業を含む。)
1 ~ 9	<div style="text-align: center;"> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; width: fit-content; margin: 0 auto;">事業者</div> </div>
10 ~ 49	<div style="text-align: center;"> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; width: fit-content; margin: 0 auto;">事業者</div> <div style="text-align: center; margin: 5px 0;">↓ 選任</div> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; width: fit-content; margin: 0 auto;">安全衛生推進者</div> </div>
50 ~ 299	<div style="text-align: center;"> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; width: fit-content; margin: 0 auto;">事業者</div> <div style="text-align: center; margin: 5px 0;">↓ 選任</div> <div style="display: flex; justify-content: space-around; margin-top: 10px;"> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; width: 30%;">産業医</div> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; width: 30%;">安全管理者</div> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; width: 30%;">衛生管理者</div> </div> </div>
300 ~	<div style="text-align: center;"> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; width: fit-content; margin: 0 auto;">事業者</div> <div style="text-align: center; margin: 5px 0;">↓ 選任</div> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; width: fit-content; margin: 0 auto;">総括安全衛生管理者</div> <div style="text-align: center; margin: 5px 0;">↓ 指揮</div> <div style="display: flex; justify-content: space-around; margin-top: 10px;"> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; width: 30%;">産業医</div> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; width: 30%;">安全管理者</div> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; width: 30%;">衛生管理者</div> </div> </div>

## 日常的な安全衛生管理活動

労働災害を防止するためには、適切な安全衛生管理体制を確立し、労働安全衛生関係法令を順守しつつ、さらに事業場における安全衛生水準を向上させていくための自主的な労働災害防止活動に作業員、管理監督者を問わず全員の参加により取り組むことが重要です。

### 職場巡視 (安全衛生パトロール)

法令で定められた安全管理者や衛生管理者、産業医が行う巡視のほか、経営トップや各部署、職場の長などが職場を回り、危険有害な箇所や5Sの状況、作業手順の順守など安全衛生の管理状況について確認するものです。

### KYT (危険予知訓練)

KYTは、職場や作業の中に潜む危険要因を発見・把握・解決していく手法の一つです。作業員の危険に対する感受性ととも問題解決能力や実践への意欲を高める効果が期待できます。

### 4S (整理、整頓、清掃、清潔) 5S (4S + しつけ)

5Sは、4S (整理、整頓、清掃、清潔) にその基盤となるしつけのSを加えたものです。これらを実施することにより働きやすい安全な職場を実現することができます。

### ヒヤリ・ハット報告活動

ヒヤリ・ハット報告活動は、①作業中にもう少しでケガをしそうになったり、中毒になりかけたりするなどヒヤリとしたことやハットしたこと、②目にとまった同僚の危険な行動、などを危険情報として活用する安全衛生活動です。

上記以外にも、「安全衛生改善提案活動」や「ツールボックス (作業開始前等の) ミーティング」なども効果的です。



## 1. 安全衛生教育の重要性

機械設備の安全化、作業マニュアルの整備などによる安全対策が講じられたり、リスクアセスメントの取組みが進められていますが、実際に作業を行う労働者や、労働者を指揮・監督する者が安全についての知識や技能を十分に有していないと、これらの安全対策も実効をあげることができません。特に危険な業務に従事する労働者が安全についての知識、技能を十分に持たないで作業方法を誤ってしまうと、すぐさま大きな労働災害につながりかねません。

このような安全衛生に関する知識を付与する安全衛生教育は、労働災害を防止する上で大変重要な意義を持っています。

このため、厚生労働省では、「安全衛生教育等推進要綱」を定め、各種の安全衛生教育の計画的な推進を図っています。

## 2. 教育の種類

### ●労働安全衛生法により義務付けられている教育

- ①雇入れ時教育 ②作業内容変更時教育 ③特別教育 ④職長等教育

### ●実施に努めなければならない安全衛生教育

- ①安全管理者等労働災害を防止するための業務に従事する者に対する能力向上教育
- ②危険または有害な業務に従事する者に対する安全衛生教育 ③健康教育



### 安全衛生教育等推進要綱で実施が推奨されている安全衛生教育（抜粋）

	対象者	教育の実施
1	危険有害業務（就業制限業務および特別教育対象）に準ずる危険有害業務に初めて従事する者	特別教育に準じた教育、危険有害業務従事者教育
2	危険有害業務および作業強度の強い業務に従事する者等	高齢時教育（おおむね45歳に達したとき）
3	安全推進者、職長等	能力向上教育に準じた教育
4	作業指揮者	指名時の教育
5	安全衛生責任者	選任時の教育、能力向上教育に準じた教育
6	危険性又は有害性等の調査等担当者・労働安全衛生マネジメントシステム担当者	指名時の教育
7	特定自主検査に従事する者	能力向上教育に準じた教育
8	定期自主検査に従事する者	選任時の教育
9	生産技術管理者、設計技術者	機械安全教育
10	経営トップ等	安全衛生セミナー
11	管理職	安全衛生教育
12	その他・安全衛生専門家	実務向上教育

## 3. 教育の実施

教育の実施に当たっては、教育内容の充実を図りつつ、計画的に実施していくことが重要です。

### 1. 実施計画等の作成

教育の種類ごとに、対象者、実施時期、実施場所、講師、教材等を定めた年間の実施計画の作成

### 2. 実施責任者の選任

実施計画の作成、実施、実施結果の記録・保存等教育に関する業務の実施責任者の選任

### 3. 教育内容の充実

- ア 教育内容の充実のため、講師、教材の選定について留意
- イ 高年齢労働者、外国人労働者および就業形態の多様化等に適切に対応

### 4. 安全衛生教育センターの活用

安全衛生教育水準の向上を図るため設置された安全衛生教育センターを活用し、より有効な安全衛生教育の実施